

議案第15号

鳥取県食肉衛生検査所条例の一部改正について

次のとおり鳥取県食肉衛生検査所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例

鳥取県食肉衛生検査所条例（平成12年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部

分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略	略	1 略	略
2 <u>食肉の規格試験</u>		2 <u>食品成分規格試験</u>	
(1) <u>前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの</u>	1 件につき <u>3,300円</u>	(1) <u>理化学的試験</u>	1 件につき <u>8,330円</u>
(2) <u>(1)以外のもの</u>	1 件につき <u>34,100円</u>	(2) <u>細菌学的検査</u>	1 件につき <u>1,340円</u>
3 <u>食肉の一般試験</u>	<u>1 成分につき3,300円</u>	3 <u>食品一般試験</u>	
		(1) <u>理化学的試験</u>	
		ア <u>定性試験</u>	<u>1 成分につき1,730円</u>
		イ <u>定量試験</u>	<u>1 成分につき2,860円</u>
		(2) <u>細菌学的検査</u>	<u>1 件につき1,340円</u>
4 略	略	4 略	略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。